

連携協定の有効期間の更新に関する合意書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と新光電気工業株式会社（以下「乙」という。）は、2020年7月10日付けで締結した「信州大学工学部と新光電気工業株式会社との連携に関する協定書」（以下「原協定書」という。）に関し、次のとおり合意する。

1. 原協定書 第4条（有効期間）を以下のとおり更新する。
この協定は、2020年7月10日から発効し、有効期間は6年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。
2. 本合意書にて更新された条項以外の原協定書の条項は、有効に存続する。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2023年7月7日

甲 長野県長野市若里四丁目17番1号
信州大学

工学部長 天野良彦

乙 長野県長野市小島田町80番地
新光電気工業株式会社

代表取締役社長

倉嶋洋

信州大学工学部と新光電気工業株式会社との連携に関する協定書

信州大学工学部（以下「甲」という。）と新光電気工業株式会社（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため研究開発の分野で連携し、資源及び研究成果等の交流を促進協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、研究開発、新事業の創生、人材交流等の分野で相互に協力し、研究開発の振興と産業の発展とに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 甲は研究シーズのデータベースを整備し乙に提供すること。
- 2) 甲と乙が合意した研究テーマを共同で推進すること。
- 3) 新事業のインキュベーションに関すること。
- 4) 教育及び人材育成に関すること。
- 5) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 6) その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、2020年7月10日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保管するものとする。

2020年7月10日

(甲) 信州大学
工学部長

(乙) 新光電気工業株式会社
代表取締役社長

天野良彦

藤田正美